

事業者排出量削減計画書 **新規・変更**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒610-0121 京都府城陽市寺田大谷135-1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	富士高分子株式会社 代表取締役社長 田代 加平				
事業者の主たる業種	ダンプ化粧板の製造販売業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	20年 4月 ～ 23年 3月				
基本方針	省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化などに積極的に取り組み、環境汚染の予防に最善をつくす。設備改修や歩留まりを改善し、温室効果ガスの排出量を、19年度比 20年度は 2.0%、21年度は 4.0%、22年度は 6.0%削減する。				
推進体制	社長を統括環境管理責任者とし、ISO14001環境マネジメントシステムで運用管理する。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO 14001 : 2004			
	適用範囲	本社/工場			
	取得年月日	2001年4月6日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22	電動機	過大なモーターを適正化する。		
	20～22	蒸気ボイラー	蒸気ドレン回収設備を更に増設する。		
	20～22	空調・照明	夏季温度設定 27℃の徹底と不必要な照明の消灯。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	3,418 t	3,214 t	-6.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 3,418 t	*2 3,214 t	-6.0 %	
	目標設定の考え方	平成19年度の実績は-5.9%であったことから、過大なモーターの適正化・蒸気ドレン回収設備の増設・夏季温度設定 27℃の徹底と不必要な照明の消灯等で達成する。但し、目標設定は下表の原単位であり、本目標排出量（t）は総生産高により影響を受ける。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	工場	二酸化炭素換算 総生産高	1.0658	1.0019	-6.0 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方	本社工場の総生産高と電力・ガスの使用量はほぼ比例する。ガソリン・軽油等の車両用燃料はCO ₂ 換算で全体の1%強程度なので、影響は少ない。総生産高比率にすれば、各種対策の効果が確認できる。単位を t（換算CO ₂ ）/百万円（総生産高） とする。			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計			*3 0 t	
	差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		1 3,418 t	()2-(*)3 3214 t	-6 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動					
特記事項					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。